

設計段階

① 基本的には設計性能評価住宅として設計

長期優良住宅でも可

▼流れ▼

- I. お施主様へ設計性能評価住宅について説明
- II. 納得して頂いたら、設計性能評価住宅として設計

② 構造材は以下の木材を使用する。

●ぎふ証明材、ぎふ性能表示材、あいち認証材、三重の木、あかね材、合法木材

▼流れ▼

- I. 図面等を用いてお施主様と使用する材料を協議
- II. お施主様、登録設計士が重要事項確認書へ捺印
- III. 使用する材料が決定次第、プレカットの打合せを行う
- IV. 「木拾い表」と「地域材使用量確認表【計画】」を流通業者が作成

③ 耐震等級 2 又は 3 を確保

▼流れ▼

- I. 設計事務所の設計士が許容応力度計算または壁量計算を行い、耐震等級 2 又は 3 を確保
- II. 長期優良住宅適合証もしくは計算書などを用いてお施主様へ確認
- III. お施主様、登録設計士が重要事項確認書へ捺印

④ 外からの視線を遮る工夫を施す

▼流れ▼

- I. 選択肢について話し合う
- II. 立面図もしくは建具表などに具体的な施工方法を記載し、お施主様へ説明
- III. 納得して頂いたら、決定
- IV. お施主様、登録設計士が重要事項確認書へ捺印

⑤ 地域資源の選定

▼流れ▼

- I. 選択肢について話し合う
- II. 選択肢以外で、県で指定されている地域資源を選択する場合、地域資源活用のホームページから検索（東海木造住宅協会 HP からリンクしています）
※地域資源の選択の際、木材は不可とします。
- III. 平面図もしくは特記仕様書などに具体的な施工方法を記載し、お施主様へ説明
- IV. 納得して頂いたら決定
- V. お施主様、登録設計士が重要事項確認書へ捺印

⑥ 地域のまちづくり協議会等が設けるガイドラインがある場合、考慮する

▼流れ▼

- I. 各地域のまちづくり協議会（任意団体）等があり、デザインや住まい方に関するガイドラインがあるかインターネット等で確認
- II. ガイドラインがある場合は、お施主様に説明
- III. お施主様、登録設計士が重要事項確認書へ捺印

⑦ 材種・数量・単位が明確な見積書の提示

▼流れ▼

- I. 見積書は一式表示ではなく材種・数量・単位が明確な見積書を提示し、納得して頂いたら決定
- II. お施主様、登録設計士が重要事項確認書へ捺印

⑧ 維持管理計画書の作成

▼流れ▼

- I. 1・3・5・10・15・20・25・30年で点検の計画を作成
- II. 設計性能評価住宅の評価にて確認
（長期優良住宅として申請する場合、ベターリビング、住宅あんしん保証での技術的審査にて確認）
- III. お施主様、登録設計士が重要事項確認書へ捺印

⑨ 省エネルギー技術者講習会を受講

H25 年度以降に受講していれば可

▼流れ▼

- I. 全国木造生産体制強化地域協議会主催の「省エネルギー施工・設計技術者講習会」を受講する
- II. 実績報告時に修了番号を記載する

⑩ JBN「住まいの管理手帳」を活用し、住宅の手入れの仕方等について説明

▼流れ▼

- I. JBN「住まいの管理手帳」を用いてお施主様へ説明し、理解して頂く
- II. お施主様、登録設計士が重要事項確認書へ捺印

※初めて【長寿命型】に取り組む工務店のみ。

申請段階

① 工事請負契約後、原則 1 カ月以内に交付申請書類を提出する

▼補助金交付申請に必要な書類（請負契約の場合）▼ ※提出部数は申請書類一覧をご確認ください。

- **様式 2** 補助金交付申請書
 - 《初回のみ》国税庁「法人番号公表サイト」から印刷した最新情報の履歴
 - **様式 3** 対象住宅・建築物の概要
 - **指定様式** 対象住宅・建築物の着工前現地写真
 - 採択日以降に交付された確認済証の写し
 - 採択日以降に認定申請した認定通知書の写し
 - **様式 4** 対象住宅・建築物の経費
 - 《三世同居対応住宅の場合》平面図（玄関を複数設置する場合は、配置図も合わせて提出）
 - **様式 5** 令和 2 年度地域型住宅グリーン化事業協同事業実施規約
 - **様式 5-2** 令和 2 年度地域型住宅グリーン化事業協同実施協定書 《分離発注工事の場合》
 - 工事請負契約書
 - 個人情報の利用目的 承諾書（必要のある方のみ）
 - 申請事務手数料 振込明細添付用紙
 - 重要事項確認書
 - **【東海温故創新の家】 交付申請一覧**
- } 何れかを提出
- 事務局手数料 5,000 円を振り込む！**

上記の書類は変更する可能性がありますので、交付申請時に東海木造住宅協会の HP の申請書類一覧を必ずご確認ください。

▼交付申請期間▼

配分方式	申請ツール登録期間		交付申請提出時期	交付申請提出期限(必着)
事前枠 付与方式	I 期	申請ツール登録開始日 ? 令和 2 年 10 月 30 日(金)	申請ツール 登録後	令和 2 年 11 月 30 日(金)まで
先着順 方式	I 期 ※1	採択時の配分額を 使い切った後 ? 令和 2 年 10 月 30 日(金)	申請ツール 登録後	申請ツール登録後 30 日以内ただし、 最終は 令和 3 年 1 月 29 日(金)
	II 期	令和 2 年 11 月前半 ※2 ? 令和 3 年 1 月 29 日(金)		

※1 長寿命型、又は、ゼロ・エネルギー住宅型において、採択時の未経験枠の配分枠を I 期中に全て使い切ったグループのみが対象。

※2 I 期申請ツール登録の失効額集計後

※上記交付申請期間の **10 日程前にはご提出**ください。書類を東木事務局へ提出すると受理証を発行します。

② **設計住宅性能評価＋長期優良住宅の技術的審査を評価機関へ提出する**

※長期優良住宅のみ申請する場合、技術的審査はベターリビング、住宅あんしん保証のどちらかへ申請。

③ **設計住宅性能評価が終わったら、建設住宅性能評価の書類等を、設計住宅性能評価と同じ評価機関へ提出**

※長期優良住宅のみの場合、4回の検査をベターリビング等へ申請。

建築段階

① **現場検査の前に、施工状況報告書を用いて自主検査を行う**

現場検査に備えて、各工程で写真撮影を行ってください。特に現場検査時に見えなくなる箇所は、写真でしっかりと確認できるように。

② **計4回の現場検査を受ける**

基礎配筋工事の完了時、躯体工事完了時、内装下地張り直前工事、竣工時の計4回
(長期優良住宅として申請する場合、ベターリビングの現場確認を計4回受ける)

③ **重要事項確認書を用いて登録設計士が共通ルールについて施工できているか確認**

維持管理段階

① **住宅履歴に住宅履歴情報を保管**

② **JBN「住まいの管理手帳」を用いてお施主様へ再度説明**
初めて取り組む会員のみ、再度説明し、重要事項確認書へ捺印 最後に署名・捺印を頂く

③ **重要事項確認書を用いて引き渡し時に全て確認**

④ **事務局へ実績報告の書類を提出**

▼**実績報告申請期限**▼

令和3年2月5日(金) 必着

実績報告は、以下の①②の要件が揃った場合、提出可能になります。

① 交付決定を受けていること

② 事業完了(竣工引渡かつ契約額の全額清算済)していること

※受付時期が後になるほど受付件数も多くなり、補助額の確定に時間がかかります。

▼実績報告に必要な書類（請負契約の場合）▼ ※提出部数は提出書類一覧をご確認ください。

- **様式 7** 補助金完了実績報告書
- **様式 8** 対象住宅・建築物の概要
- **様式 9** 対象住宅・建築物の経費《**交付申請から変更がある場合**》
- 工事の変更に関する工事請負契約書等《**交付申請から変更がある場合**》
- **指定書式** 支払い記録の確認チェックシート
- 工事請負契約に基づく支払いが確認できる領収書と通帳の写し
- **様式 10** 地域材供給体制等実績表
- 最終出荷者の地域材取扱事業者の認定書や登録通知書
- 地域材の納品証明書や明細書
- 木拾い表
- **様式 12** 対象住宅・建築物の工事完了後の現地写真
- **様式 13** 三世代同居住宅の要件への適合確認
- **様式 13-2** 三世代同居対応住宅の現地写真
- 三世代同居対応住宅の要件への適合確認を行った建築士の建築士免許証の写し
- 配置図、平面図《**交付申請から変更がある場合**》
- 検査済証の写し
- 瑕疵保険証券や建設住宅性能証明書など《**確認申請の手続きが不要な場合**》
- 長期優良住宅の認定通知書
- 長期優良住宅建築等計画の認定に基づく工事完了報告書の写し
- **指定書式** 工事内容確認書《**長期優良住宅の工事完了報告書の提出義務がない場合**》
- 建築士免許証の写し《**長期優良住宅の工事完了報告書の提出義務がない場合**》
- **様式 14** 請求書
- 施工状況報告書など
- 重要事項確認書
- 住宅履歴の「預かり証」など登録したことが分かる書類
- 【東海温故創新の家】 申請書類一覧

三世代同居対応
住宅の場合必要

※上記の書類は変更する可能性がありますので、実績報告時に東海木造住宅協会の HP の申請書類一覧をご確認ください。